

令和4年2月20日

長期優良住宅の認定基準・認定手数料が変わります

長期優良住宅の普及の促進に関する法律（以下、長期優良住宅法）及び住宅の品質確保の促進等に関する法律（以下、品確法）の一部改正に伴い、令和4年2月20日以降の長期優良住宅認定基準及び認定手数料が変更となりますので、お知らせします。

※この改正は鳥取県所管区域内（岩美郡、八頭郡、東伯郡、西伯郡、日野郡）に限ります。
鳥取市、倉吉市、米子市及び境港市の物件については各行政庁にお問い合わせください。

1 認定基準の改正（災害配慮基準の追加）

長期優良住宅法改正に伴い、自然災害のリスクが特に高い区域については、長期優良住宅の認定対象から除外されます。

【認定除外区域】

- ア 災害危険区域
- イ 地すべり防止区域
- ウ 急傾斜地崩壊危険区域
- エ 土砂災害特別警戒区域（レッドゾーン）
- オ 津波災害特別警戒区域（現状、県内に区域の指定なし）
- カ 浸水被害防止区域（現状、県内に区域の指定なし）

※その他の地域（土砂災害警戒区域（イエローゾーン）、津波災害警戒区域等）は引き続き認定が可能です。

2 手数料の改定

品確法の改正に伴い、民間審査機関の技術的審査の範囲が変わるため、当該審査を受けて確認書又は住宅性能評価書を受けた住宅については長期優良住宅認定手数料の額が減額されます。
※確認書又は住宅性能評価書がない場合の手数料については変更ありません。

【改定手数料】

ア 新築の場合

区分 (申請建物の床面積)	(確認書又は住宅性能評価書がある場合)	(確認書及び住宅性能評価書がない場合)
一戸建ての住宅	11,000円	49,000円
500㎡以下	21,000円	99,000円
500㎡超1,000㎡以下	34,000円	159,000円
1,000㎡超3,000㎡以下	57,000円	314,000円
3,000㎡超5,000㎡以下	91,000円	563,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	139,000円	968,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	237,000円	1,791,000円
20,000㎡超30,000㎡以下	300,000円	2,559,000円
30,000㎡超	340,000円	3,135,000円

イ 増改築の場合

区分 (申請建物の床面積)	(確認書がある場合)	(確認書がない場合)
一戸建ての住宅	17,000円	72,000円
500㎡以下	31,000円	147,000円
500㎡超1,000㎡以下	51,000円	235,000円
1,000㎡超3,000㎡以下	85,000円	464,000円
3,000㎡超5,000㎡以下	137,000円	832,000円
5,000㎡超10,000㎡以下	209,000円	1,430,000円
10,000㎡超20,000㎡以下	355,000円	2,646,000円
20,000㎡超30,000㎡以下	450,000円	3,781,000円
30,000㎡超	510,000円	4,631,000円

3 その他

- ・上記の改正は令和4年2月20日から施行されます。
- ・問合せ先 鳥取県庁住まいまちづくり課 企画担当 TEL:0857-26-7371 FAX:0857-26-8113